

建設産業支援パッケージ（震災復興版）



宮城県

はじめに

---

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、建設産業は、過酷な状況にあったにもかかわらず、発災直後から真っ先に災害現場にかけつけ、道路、河川、海岸、港湾、上下水道等の応急復旧に従事されました。建設業が地域に果たす役割の重要さが今回の大震災において県民の皆様を示されました。

県では、「宮城県震災復興計画」に基づくふるさと宮城の復興に取り組んでおりますが、復興施策を推進するためのパートナーである建設産業は本県の基幹産業であり、豊かな県土の形成や県民生活及び産業活動の発展に重要な役割を担っているものと認識しております。県では、そのような役割を担う建設業者を積極的に支援していきたいと考えております。

今回県で作成した「建設産業支援パッケージ（震災復興版）」は、経営革新や経営強化に繋がるさまざまな事業を紹介しております。本冊子が、地域で建設業を営む皆様の経営改善の一助になれば幸いです。

平成24年3月 宮城県土木部事業管理課

# も く じ

番号	事業名	頁	番号	事業名	頁
<b>1 経営情報・アドバイス</b>			②	職場実習を通じて人材育成支援	21
①	中小企業経営革新支援事業	4	③	雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金	21
②	実践経営塾	4	④	労働者の安全と健康の確保支援	22
③	中小企業経営相談支援事業	5	⑤	宮城県雇用維持奨励金	22
④	復興を目指す企業への相談・助言	5	⑥	建設教育訓練助成金	23
⑤	各種相談事業	6	⑦	建設雇用改善推進助成金	24
⑥	宮城県中小企業再生支援協議会	6	⑧	中小企業労働力確保法に基づく支援	24
⑦	専門家派遣事業	7	⑨	地域求職者雇用奨励金	25
⑧	経営戦略アドバイザー事業	7	⑩	地域再生中小企業創業助成金	25
<b>2 各種融資・投資等</b>			⑪	被災者雇用開発助成金	26
①	小規模企業者等設備資金の拡充	8	⑫	職場適応訓練費の支給	26
②	東日本大震災復興特別貸付	8	⑬	新卒者等の就職支援	27
③	再チャレンジ支援融資の拡充	9	<b>5 新分野進出</b>		
④	融資制度への利子補給制度	10	①	販路開拓支援	28
⑤	マル経融資	11	②	被災した中小企業の事業継続・再開を支援	29
⑥	東日本大震災復興緊急保証	11	③	中小企業の地場産品販路開拓等支援事業	29
⑦	セーフティーネット保証	12	④	宮城・仙台富県チャレンジ応援基金	30
⑧	災害関係保証	12	⑤	中小企業地域資源活用促進法による支援	30
⑨	小規模企業共済による支援	13	⑥	農商工連携に対する支援	31
⑩	倒産防止共済	13	⑦	3R新技術開発支援事業費補助金	32
⑪	みやぎ中小企業復興特別資金	14	⑧	インキュベーション施設の賃料補助	32
⑫	被災中小企業者対策資金利子補給制度	14	⑨	省エネルギー・コスト削減実践支援事業	33
⑬	高度化スキームによる貸付	15	⑩	新エネルギー設備導入支援事業	34
⑭	下請セーフティーネット債務保証	16	⑪	農業への参入について	35
⑮	地域建設業経営強化融資制度	17	⑫	アグリビジネス新展開支援事業	37
⑯	下請再建保全支援事業	18	⑬	福祉貸付事業	38
<b>3 仮設店舗・工場整備等</b>			⑬	東日本大震災に係る被災地復興のための優遇措置	39
<b>4 雇用・人材育成等</b>			<b>6 税制上の対応</b>		
①	成長分野等人材育成支援事業の拡充	20			
			40		

## 1 経営情報・アドバイス

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
①中小企業 経営革新支 援事業	対象者	中小企業、個人、組合等	経済商工観光部 新産業振興課  電話（022） 211-2723
	募集期間	随時受付	
	事業内容	中小企業等が経営革新計画を定め、知事の承認を受けることで、計画の実現に必要な政府系金融機関による低金利融資、設備投資減税など様々な支援策を活用できる (次章 <u>2 各種融資・投資等</u> 参照)	
	経営革新計画とは	事業者にとって新たな取り組みで、以下の内容を含むもの ・新商品の開発または生産 ・新役務の開発または提供 ・商品の新たな生産又は販売方法の導入 ・役務の新たな提供の方法	

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
②実践経営 塾	対象者	希望する団体、企業、個人	公益財団法人 みやぎ産業振興機 構  電話（022） 225-6636
	費用	無料	
	事業内容	各種事業計画について、全国区で活躍する専門家（ビジネスプロデューサー）が支援。ビジネスプロデューサーとのディスカッションを通じて事業計画の可能性や問題点を探り少ないリスクと短い時間で「儲かる仕組み」作りを徹底的に考える。	

1 経営情報・アドバイス

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
③中小企業 経営相談支 援事業	事業内容	震災により被害を受けた中小企業の 事業再建や取引先の被災による影響 への対応など経営に関する相談対応	経済商工観光部 商工経営支援課  電話（０２２） ２１１－２７４２
	対象者	中小企業者の方々	
	相談方法	・電話でのご相談、訪問による「出 前相談」 ・相談内容に応じて各種公的支援制 度などをご紹介します ・経営課題の把握に役立つ財務分析 を無料で行います ・より専門的な相談内容については 専門家派遣制度等に繋がります	

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
④復興を目 指す企業へ の相談・助言	事業内容	震災からの復興を図る中小企業者の方々に対する支援制度について気軽に相談できる窓口を設置	公益財団法人 みやぎ産業振興機 構  電話（０２２） ２２５－６６３６  独立行政法人中小 企業基盤整備機構 東北支部  電話（０２２） ３９９－９０７７
	費用	無料	
	対象者	中小企業の方々	
	相談窓口	①みやぎ産業振興機構の復興支援相談 ・復興に関する各種支援制度施策の情報をワンストップで提供します  ②中小企業復興支援センター仙台の復興支援・窓口相談 ・事業再建計画の策定、転業・新事業展開の検討、設備等の復旧・補修相談等様々な経営相談に対し、震災復興支援アドバイザーが対応します	

## 1 経営情報・アドバイス

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
⑤各種相談事業	経営相談	新たな事業展開を目指す方々等に対し、豊富な経験と確かな情報、全国的なネットワークを持つプロジェクトマネージャーや各分野の専門家が経営全般にわたる相談に応じます。	公益財団法人みやぎ産業振興機構 電話（０２２） ２２５－６６３６
	法律相談	下請取引のトラブル等の企業経営等に係る法律相談に迅速かつ的確に対応するため、アドバイスを随時行っています。	
	技術相談	中小企業やベンチャー企業の技術について、豊富な経験に基づき指導を行うプロジェクトマネージャーや高度技術開発・企業化に関して総合的なガイダンスを行うテクノコーディネーター等が技術的な相談に応じます。	

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
⑥宮城県中小企業再生支援協議会	対象者	企業再生に意欲のある中小企業	宮城県中小企業再生支援協議会 電話（０２２） ７２２－３８５８
	費用	無料	
	事業内容	<p>【再生相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門家がいつでも企業からのご相談に対応します。</li> <li>・ 税務申告書３期分、資金繰り表、借入金表、会社概要の資料の確認</li> </ul> <p>【再生支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弁護士や公認会計士、税理士、中小企業診断士などの専門家で再生支援チームを編成し、業務改善計画の策定やその後の実施について指導します（※その結果再生困難と判断した場合は、早期退出の促進や相談機関を紹介します。）</li> </ul>	

## 1 経営情報・アドバイス

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
⑦専門家派遣事業	対象者	県内に事業所を有し経営の向上を目指す中小企業の方、及び県内で創業をお考えの方	公益財団法人 みやぎ産業振興機構  電話（０２２） ２２５－６６３６
	費用	専門家派遣１回当たりの負担金として専門家の謝金３０，０００円の３分の１（１０，０００円）及び旅費（当機構規定に基づき算出）の３分の１を一括前納	
	専門家派遣	登録されている専門家の中から指名できます。１回あたりの派遣時間は原則３時間。また、１社当たりの総派遣回数原則５回以内	
	事業内容	新分野進出、新製品開発、情報化促進、経営革新などを図ろうとする県内の中小企業等に、専門家を派遣し、課題解決のための診断助言を行う	

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
⑧経営企業のための経営戦略アドバイザー事業	対象者	中小・中堅建設業者	国土交通省東北地方整備局計画・建設産業課  電話（０２２） ２２５－２１７１
	費用	無料	
	事業内容	「経営戦略相談窓口」を設置し、中小・中堅建設企業が抱える経営上の様々な課題に対する相談に対して、建設業に精通した中小企業診断士、公認会計士等の専門家がアドバイス	
	支援メニュー	【入口支援】 ・相談内容に応じて「エリア統括マネージャー」が電話によるアドバイス。その上で、必要に応じて「建設業経営戦略アドバイザー」を派遣  【出口支援】 支援チームを組織し、継続支援	

## 2 各種融資・投資等

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
①小規模企業者等設備導入資金の拡充	貸付対象設備	機械等の設備（建設重機を含む）	公益財団法人 みやぎ産業振興機構  電話（０２２） ２２５－６６３６
	対象者	小規模企業者及び創業者	
	貸付限度額	原則として５０万以上４，０００万円以下	
	貸付率	原則として機械設備導入に要する費用の２分の１以内	
	償還期間	原則として７年以内	
	利率	無利子	

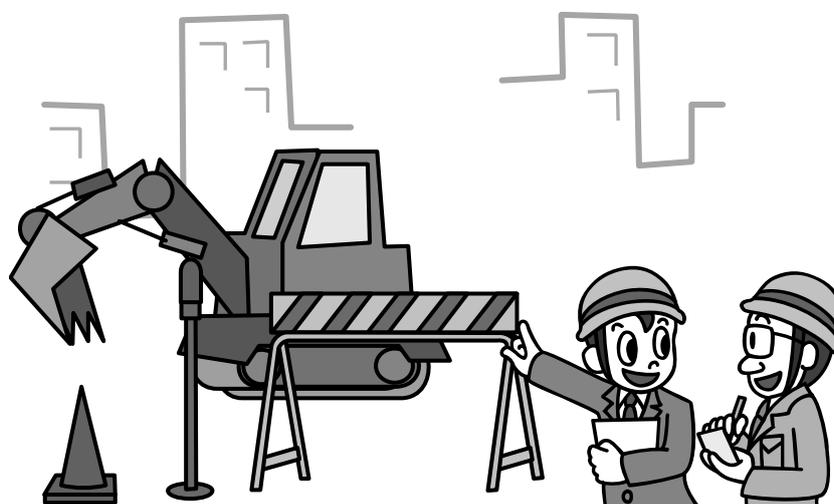
事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
②東日本大震災復興特別貸付	対象経費	運転資金、設備資金	東日本大震災復興特別貸付（日本政策金融公庫）  電話（０１２０） １５４－５０５  危機対応業務（商工中金）  電話（０２２） ２２５－７４１１
	対象者	地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者	
	貸付限度額	日本政策金融公庫（以下日本公庫）・商工中金 ７．２億円	
	償還期間	運転資金８年以内、設備資金１５年以内（据置最大３年）	
	利率	日本公庫・商工中金 基準利率から最大－０．５％（さらに別枠については基準利率から－１．４％）	
	直接・間接被害者には更に「別枠」を用意	イ 貸付限度額：上記の枠に加え、日本公庫・商工中金 ３億円 ロ 償還期間：直接被害者設備資金 ２０年以内、運転資金 １５年以内 ハ 貸付利率；日本公庫・商工中金 年１．７５％ ニ 直接被害者等に対しては、貸付後３年間利用できる利子補給制度が創設されています。	

## 2 各種融資・投資等

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
③再チャレンジ支援融資（再挑戦支援資金）の拡充 （廃業の理由が震災の影響によるもの）	事業内容	廃業に起因した信用低下などの理由によって新たに事業を再開することが困難な状況にある「再チャレンジ創業者」を積極的に支援する制度	日本政策金融公庫  電話（0120） 154-505
	対象者	新たに事業を始める方又は事業開始後おおむね5年以内の方で 1 廃業歴等を有する個人又は法人等 2 廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込みがあること 3 廃業の理由・事情が ア 東日本大震災により直接被害を受けたことによるもの。 イ 原子力発電所の事故に関する警戒区域党内に事業所を有していたことによるもの。	
	融資限度額	【国民生活事業】通常2千万、拡充後8千万円 【中小企業事業】7億2千万に加え拡充後別枠3億円	
	融資期間	設備資金：20年以内（措置期間5年以内） 運転資金：15年以内（措置期間5年以内）	
利率	【被害証明書等の発行を受けた方】 基準利率より最大1.4%引き下げ 【上記以外の方】基準利率 ※事業所等が全壊又は流失した方など特に甚大な被害を受けた方については、融資後3年間、一定の限度内において、国の利子補給制度（ゼロ金利制度）の適用が可能です。		

## 2 各種融資・投資等

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
④中小・小規模企業向け 東日本大震災関連融資 制度における国の利子補給制度	事業内容	公的金融機関から事業資金を借り入れる際、国が利子補給を行い、実質ゼロ金利とする制度	日本政策金融公庫  電話（０１２０） １５４－５０５
	対象制度と対象者	<p>1 東日本大震災復興特別貸付</p> <p>（１）地震又は津波により事業所等が<b>全壊又は流失</b>した方で市町村長の発行する罹災証明書等の交付を受けた方</p> <p>（２）原子力災害対策特別措置法の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有している方</p> <p>2 再チャレンジ支援融資</p> <p>震災又は原発事故の影響により廃業を余儀なくされた方で上記（１）又は（２）に該当する方</p>	
	限度額	利子補給は融資後３年間、国民生活事業は３千万、中小企業事業は１億円以内の一定の融資限度額の範囲で行われる。	
	備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利子補給：年度末一括支払</li> <li>・本制度は既に利用されている東日本大震災復興特別貸付の取引についても遡及適用が可能</li> </ul>	



## 2 各種融資・投資等

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
⑤マル経融資	対象経費	運転資金・設備資金	宮城県商工会連合会 電話（０２２） ２２５－８７５１
	対象者	直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者（従業員が２０人以下）で商工会、商工会議所の経営指導員による経営指導を受けている方	
	貸付限度額	通常枠 １，５００万円 別枠 １，０００万円	仙台商工会議所
	償還期間	運転資金７年以内（据置期間１年以内）、設備資金１０年以内（据置期間２年以内）	電話（０２２） ２６５－８１８１
	利率	特利Ｆ（当初３年間：別枠１，０００万円部分特利Ｆ－０．９％） （４年目以降：特利Ｆ）	

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
⑥東日本大震災復興緊急保証	事業内容	震災により直接又は間接被害を受けた中小企業者を対象とした信用保証協会の新たな保証制度	宮城県信用保証協会 電話（０２２） ２２５－５２３０
	対象者	【特定被災区域内】 ・震災の影響により業況が悪化している方 【特定被災区域外】 ・特定被災区域内の事業者と取引関係があり、かつ、震災の影響により業況が悪化している方。震災に起因した風評被害による契約の解除等の影響で急激に業況が悪化している方	
	保証限度額	無担保８千万円、最大で２億８千万円	
	保証料率	０．８％以下	
	保証人	代表者保証のみ（第三者保証人については原則不要）	

## 2 各種融資・投資等

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
⑦セーフティネット保証（5号）	事業内容	震災被害に限らず業況が悪化している中小企業者が金融機関から経営の安定に必要な資金の借入れを行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証する制度	宮城県信用保証協会  電話（022） 225-5230
	対象経費	経営の安定に必要な資金	
	対象者	売上げ高の減少等について市区町村の認定を受けた中小企業者	
	保証限度額	無担保8千万円、最大で2億8千万円	
	保証料率	概ね0.7%～1.0%（借入額の全額を保証）	

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
⑧災害関係保証	事業内容	金融機関から事業の再建に必要な資金の借入れを行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証する制度	宮城県信用保証協会  電話（022） 225-5230
	対象者	・地震・津波等により直接被害を受けた方（市区町村の罹災証明が必要） ・原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の区域内の方（納税証明、商業登記簿等の確認書面が必要）	
	保証限度額	無担保8千万円、最大で2億8千万円（一般保証とは別枠。セーフティネット保証と同枠）	
	保証料率	概ね0.7%～1.0%	
	保証割合	借入額の全額（100%）	
	保証人	代表者保証のみ（第三者保証人については原則不要）	

## 2 各種融資・投資等

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
⑨小規模企業共済による支援	事業内容	小規模企業の個人又は会社等の役員の方が事業を辞めたり退職した場合に備えて資金を準備しておく「経営者の退職金制度」	中小企業基盤整備機構共済相談室  電話（０５０） ５５４１－７１７１
	加入できる方	常時使用する従業員が２０人以下の個人事業主及び会社等の役員の方々 毎月の掛金は１，０００円から７０，０００円（５００円単位）の間で自由に選ぶことができる。	
	共済金の受け取り	共済金は廃業時・退職時に受け取る	
	共済金の貸付及び貸付条件	納付した掛け金合計額の範囲内の事業資金等の貸付が受けられます。（担保・保証人不要）	

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
⑩倒産防止共済	事業内容	中小企業基盤整備機構による「倒産防止共済制度」は万一取引先事業者が倒産し売掛金等の回収が困難になった場合資金を借りられる制度	中小企業基盤整備機構共済相談室  電話（０５０） ５５４１－７１７１
	加入できる方	引き続き１年以上事業を行っている中小企業者の方	
	掛け金	毎月の掛け金は、５，０００円から２００，０００円（５，０００円単位）の間で自由に選ぶことが可能	
	共済金の貸付	共済に加入後６ヶ月以上を経過し、取引先事業者が倒産し売掛金債権等の回収が困難となった場合に受けることができる。８，０００万円を限度とし、共済掛金の１０倍まで 貸付条件は、無利子、無担保で返還期間は、５～７年間	

## 2 各種融資・投資等

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
⑪みやぎ中小企業復興特別資金	事業内容	東日本大震災で被害を受け、事業活動に支障を来している県内中小企業者の本格的な復旧・復興活動を支援するため創設された融資制度	宮城県経済商工観光部商工経営支援課  電話（０２２） ２１１－２７４４
	対象者	震災により被害を受けた県内の中小企業者で （１）直接被害者で市町村長の発行する罹災証明書等の交付を受けた方 （２）間接被害者で市町村長が発行する「東日本大震災復興緊急保証」認定を受けた者	
	限度額	８千万円（運転資金・設備資金）	
	融資利率	固定 年１．５％	
	償還期間	１５年以内（うち措置３年以内）	
	保証人・担保	保証人：原則として法人代表者以外不要、担保：必要に応じて徴求	
	信用保証	信用保証協会保証付き 保証料 年０．５％	

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
⑫被災中小企業者対策資金利子補給事業	事業内容	東日本大震災に係る県の制度融資を利用している中小企業者に対して利子補給を行うことで負担軽減を図る	宮城県経済商工観光部商工経営支援課  電話（０２２） ２１１－２７４４
	対象事業	災害復旧対策資金（東日本大震災災害対策枠）、みやぎ中小企業復興特別資金を利用している直接被害者	
	融資限度額	１企業 ３，０００万円以内	
	利子補給率	・災害復旧対策資金融資利率 年１．０％に相当する額 ・みやぎ中小企業復興特別資金融資利率 年１．５％に相当する額 補給期間 ３年間、補給回数年２回	

## 2 各種融資・投資等

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
⑬高度化スキームによる貸付	事業内容	下記の対象者ア～ウの中小企業等が行う施設・設備の復旧・整備に対して、中小機構と県が協調して、県の中小企業支援機関から無利子で貸付を行う制度	公益財団法人 みやぎ産業振興機構  電話（０２２） ２２５－６６３６
	対象者	ア 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に係る復興事業計画の認定を受けた中小企業グループ及び当該グループを構成する中小企業者 イ 商工会・商工会連合会・商工会議所の施設復旧支援事業の交付決定を受けた中小企業団体 ウ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する仮設店舗・工場等に入居する中小企業者	
	対象物件	資産計上される建物、構築物又は設備であって審査にて認める物件	
	貸付対象外となる経費	貸付決定時に支払い済みのもの 県外に設置されるもの 賃貸を目的とするもの 土地、什器、運転資金ほか	
	償還期間	２０年以内（うち措置５年以内）であって審査にて適当と認める期間	
	金利	無利子	
	貸付限度額	なし。ただし、審査で認められた額となります。 また、必要額の１％又は１０万円のいずれか低い額の自己資金が必要となります	
	担保要件	人的担保：原則として、法人の代表者 物的担保：原則として、貸付対象物件	

## 2 各種融資・投資等

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
⑭下請セーフティーネット債務保証	事業内容	事業協同組合等が行う転貸融資と建設業振興基金の債務保証とを組み合わせることにより、公共工事や社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者へ低利な施工資金を提供するとともに、下請業者への支払い条件の改善を図るための事業	財団法人 建設業振興基金  電話（０３） ５４７３－４５７５
	【元請建設業者のメリット】	①工事の途中段階で工事請負代金の一部を現金化することができる ②建設業振興基金の債務保証と前払保証会社等の協力預託制度があるため極めて低い利率で資金調達が可能 ③本制度の借入金は負債合計額から控除できることになっており、経営事項審査の評点アップに繋がるなど	
	【事業協同組合等のメリット】	①公共工事請負代金債権を担保としているためリスクがほとんどない。 ②出来高査定費用の一部を助成 １件あたり上限２５，０００円	
	利用資格者	建設業振興基金に対して出えんしている事業協同組合並びに建設業及び建設業関連業の団体等	
	借入期間	原則１年以内	
	保証人	役員等の連帯保証	
	保証料率 保証割合	公共工事：年０．１％、１００％ 民間工事：年０．２％、９０％	
	保証対象資金の種類	工事の元請負人の運転資金を貸し付けるために必要な資金で、貸付につき請負代金債権の譲渡による保全措置が講じられているもの、下請負人等の保護に資する方策が講じられているもの。	

## 2 各種融資・投資等

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先	
⑮地域建設 業経営強化 融資制度	事業内容	事業協同組合等（又は一定の民間事業者）の転貸融資と建設業振興基金及び保証事業会社の債務保証とを組み合わせることで、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化を図ろうという制度	東北地方整備局 政部計画・建設産業課  電話（０２２） ２２５－２１７１	
	対象者	公共工事や病院、福祉施設、PFI等の社会全体の効用を高める施設に関する民間工事、 <u>被災地域における災害廃棄物の撤去等（がれきの処理等）</u> を受注・施工している中小・中堅建設業者	財団法人 建設業振興基金  電話（０３） ５４７３－４５７５	
	対象となる建設工事	国・県等の発注する工事を対象とする。ただし低入札価格調査の対象となった者と契約した工事は対象外（その他国土交通省直轄工事において一部の工事が対象外）		
	保証事業会社による金融保証	本制度の保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とする		
	利用できる一定の民間事業者	北保証サービス株式会社 株式会社建設経営サービス 株式会社建設総合サービス		
	【震災後の拡充について】 上記対象工事にがれき処理等が追加された他以下の制度の拡充がなされた			
	①金利	建設企業等の負担する金利１．２％を上限に助成		
	②事務経費	事業協同組合等の実施する出来高査定等の事務経費を１５万円を上限に助成		

## 2 各種融資・投資等

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先	
⑩下請債権 保全支援事 業	事業内容	下請建設企業・資材業者の経営・雇用の安定、連鎖倒産の防止を図るため、ファクタリング会社が、下請建設企業等の元請建設企業に対して有する債権の支払いを保証し、元請建設企業からの債権回収が困難となった際、下請建設企業等に保証債務の履行により保証金を支払い、下請代金等債権を保全。さらに、下請建設企業等が負担する保証料に対し助成	財団法人 建設業振興基金  電話（03） 5473-4575	
	対象者	①元請建設業者から建設工事の全部又は一部を直接請け負っている下請建設業者 ②元請建設業者に建設工事に関する資材を直接供給している資材業者		
	債権の成 因要件	支払保証の対象となる債権は、元請建設業者を債務者、下請建設業者を債権者とする債権であって、建設工事に関するもの（出来高部分含む）		
	保証額	債権の額の全部又は一部		
	保証料及 び利用料 の支払い	下請建設業者等は、保証ファクタリング事業者に保証料を、建設業振興基金に利用料を支払う。		
	保証料へ の助成	保証料の2/3（年率4%上限）		
	<b>【震災後の拡充について】</b>			
	①被災地 域の債権 買取	被災地域における工事及び災害廃棄物の撤去等に係る債権の買取を実施（買取料負担軽減のための助成・損失補償）		
	②保証対 象の追加	被災地域における災害廃棄物の撤去等（がれきの処理等）に係る債権を保証対象に追加		

### 3 仮設店舗・工場整備

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
仮設店舗、仮設工場等の整備	事業内容	中小企業基盤整備機構が、東日本大震災の被災地域において、事業活動を再開する複数の中小企業者に入居いただける仮設施設を整備し、市町村に一括して貸与、市町村が入居者・入居条件を決定して、原則無料で中小企業者に貸し出します	中小企業復興支援センター仙台  電話（０２２） ３９９－９０７７
	対象者	被災された中小企業者等	
	入居資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業種を問わず被災された中小企業者が入居することが原則</li> <li>・ 被災地域の復興に役立つことが期待される場合は、商工会、商工会議所などの商工関係団体、農業協同組合、漁業共同組合、大企業や被災されていない企業、公益法人、郵便局、診療所、NPO 法人の入居も可</li> </ul>	
	建物スペック	工場タイプ 店舗・事務所タイプ 店舗（倉庫付き）タイプ	
	入居条件	市町村と入居契約を締結する必要がある	
	入居期間	仮設施設のため１～２年を想定（具体的には市町村の判断）	
	賃料	原則無料	
	共益費	市町村が定める、専用部分の水道光熱費については、入居者の自己負担	

## 4 雇用・人材育成等

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
①成長分野 等人材育成 支援事業の 拡充	事業内容	再雇用、被災離職者等を新規雇用した労働者に職業訓練を行う場合は、業種を問わず訓練費を助成	宮城県労働局  電話（０２２） ２９９－８０６３ 又は 最寄りのハローワ ーク
	対象者	１ 雇用保険適用事業主であること ２ 特定被災地域に所在し、以前雇用していた労働者を再雇用し、以前とは異なる職種や職場環境の下で職業訓練を行う事業主であること ３ 新規に雇い入れた被災離職者等に職業訓練を行う事業主であること	
	訓練内容	１ 新たに配属した職種・部門の業務に関する訓練 ２ １コースの訓練時間が１０時間以上であること ３ 職業訓練計画の実施期間が、原則１年であること	
	支給額	OFF-JT については事業主が負担した訓練費用を、OJT については対象労働者につき１人につき１時間当たり６００円（１コース当たりの上限は２０万円１人当たり３コースまで）	



#### 4 雇用・人材育成等

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
②職場実習を通じて中小企業の人材育成を支援	事業内容	原則6ヶ月間の職場実習を通して中小企業で必要とされる技術・知識・ノウハウの習得を支援	中小企業庁経営支援部経営支援課 電話(03) 3501-1763
	対象者	新卒者や卒業後3年以内の未就職者を受け入れた中小企業	
	支給額	受入企業 日額3,500円 実習生 日額7,000円	

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
③雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金	事業内容	経済上の理由により事業活動の規模の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が雇用調整(休業、教育訓練又は出向)を行った場合に賃金等の一部を助成	宮城県労働局 電話(022) 299-8063 又は 最寄りのハローワーク ークローワーク
	対象者	①雇用保険適用事業主 ②売上高又は生産量が最近3ヶ月間の月平均値がその直前3ヶ月又は前年同期に比べ5%減少していること ③従業員の全一日の休業又は事業所全員の一斉短期間休業を行うこと ④3ヶ月以上1年以内の出向	
	助成内容	休業手当、教育訓練の歳の賃金又は出向元の負担額の一部を助成 大企業 2/3、中小企業 4/5 労働者を解雇等していない場合は、大企業3/4、中小企業 9/10 ただし、雇用保険基本手当当日額の最高額(7,505円)を日額上限。 ・教育訓練を実施した場合は、上記のほか教育訓練費を支給 1人1日あたり、大企業4,000円、中小企業 6,000円	

#### 4 雇用・人材育成等

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
④労働者の安全と健康の確保支援	事業内容	被災地域の労働者の方々などの安全と健康を確保できるよう、 1 被災労働者やその家族へのメンタルヘルス相談 2 被災地復旧工事での安全確保、アスベストを含む粉じんを防ぐ防じんマスク配布、事業者への助言指導	メンタルヘルス対策支援センター 【宮城】  電話（０２２） ２６７－４２２９
	対象者	被災地域の労働者の方々やその家族、被災地の復旧工事を行う事業者の方	

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
⑤宮城県雇用維持奨励金 (国の雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金の上乗せ助成制度)	事業内容	震災で事業活動の縮小を余儀なくされている事業主が雇用調整（休業、教育訓練又は出向）を実施する際の経費の一部を助成	県経済商工観光部 雇用対策課  電話（０２２） ２１１－２７７２
	対象者となる事業主	①震災により事業活動規模を縮小した県内雇用保険適用事業所 ②平成２３年８月１日から平成２４年３月３１日までの間に、雇用調整を適正に実施したこと ③雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたこと	
	奨励金の額	雇用調整に要した費用の１／１０（大企業は１／９）に相当する額 ただし、休業、教育訓練 １人１日 １，０００円、出向１人１支給対象期 １３２，０００円を上限とする	

4 雇用・人材育成等

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
⑥建設教育 訓練助成金	事業内容	①認定訓練を行う経費及び賃金 ②技能実習を行う経費及び賃金 ③通信教育訓練を行う経費 ④建設広域教育訓練を行う経費、施設等設置整備、受講援助 ⑤建設業人材育成支援を行う経費 ⑥新分野教育訓練経費及び賃金	宮城県労働局  電話（０２２） ２９９－８０６３
	対象者	中小建設事業主	
	助成内容	①認定訓練 経費助成：助成金の単価を設定 賃金助成： 長期１人１日当たり５，４００円、 短期１人１日当たり７，０００円 ②技能実習 経費助成：一日１３万を限度額とし ２０日分を限度 賃金助成：１人１日当たり７，００ ０円を限度額とし２０日分を限度 ③通信教育訓練（経費助成のみ） 受講料の１／２、１人当たり１０万 円を限度（被災地拡充として助成割 合が７０％から９０％へ） ④建設広域教育訓練 経費助成：要した経費の２／３ 施設等設置整備助成：経費の１／２ 受講援助助成：旅費の１／２（被災 地拡充として助成率が２／３へ） ⑤建設業人材育成支援 経費助成：支給対象経費の２／３ ⑥新分野教育訓練 経費助成：経費の２／３、一日当 たり２０万円まで、６０日分を限度 賃金助成：１人１日当たり７，００ ０円まで６０日分を限度	

#### 4 雇用・人材育成等

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
⑦建設雇用改善推進助成金	事業内容	建設労働者の雇用改善のための事業計画を作成し、届出するとともに計画に従って事業を実施した場合その経費の一部を助成	宮城県労働局  電話（０２２） ２９９－８０６３
	対象者	中小建設事業主	
	支給額	①雇用改善に繋がる事業に要する経費の1/2 200万円を限度（被災地拡充として助成率2/3、300万円限度） ②雇用管理研修経費1日当たり10万円、研修受講させた場合1日あたり7,000円6日分を限度	

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
⑧中小企業労働力確保方に基づく支援 <u>（助成対象企業：県知事から改善計画の認定を受けた事業者）</u>	ア 中小企業基盤人材確保助成金	健康、環境分野等の新分野への進出で新たな人材を雇い入れた場合その基盤人材の賃金の一部を助成 助成額：（基盤人材）1人あたり140万円	宮城県労働局  電話（０２２） ２９９－８０６３
	イ 中小企業雇用創出等能力開発助成金	新分野への進出等で従業員に対し職業訓練を実施した場合にその要した経費の一部を助成 助成額：教育訓練等に要した経費及び賃金の1/2	
	ウ 中小企業人材確保推進事業助成金	環境分野等に該当する事業を営む者のみを構成員とする事業協同組合等が改善計画に基づき構成中小企業者の労働力確保及び雇用管理の改善に関する支援を実施した場合、事業に要した費用の一部を3年度分助成 助成額：事業に要した経費の2/3組合等の規模に応じて1事業年度600万～1000万円が支給限度	

#### 4 雇用・人材育成等

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
⑨地域雇用 開発助成金 【地域求職 者雇用奨励 金】	事業内容	同意雇用開発促進地域において、事業所の設置・整備を行い、地域求職者を雇い入れる事業主に対して助成	宮城県労働局  電話（０２２） ２９９－８０６３ 又は 最寄りのハローワ ーク
	基本的な要件	①設置・整備を行う施設が雇用保険適用事業所であること ②設置・整備費用が３００万円以上 ③対象労働者を３名以上（創業は２名）雇い入れていること	
	助成内容	支給額：設置・整備費用及び対象労働者数に応じて４０万円～９００万円を１年ごとに３回支給	

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
⑩地域雇用 開発助成金 【地域再生 中小企業創 業助成金】	事業内容	雇用情勢の改善の動きが弱い地域において、その地域の地域再生分野で創業し、労働者を雇い入れる中小事業主に対して、創業経費の一部と雇い入れ奨励部分の助成を行う	宮城県労働局  電話（０２２） ２９９－８０６３ 又は 最寄りのハローワ ーク
	基本的な要件	①雇用保険適用事業主であること ②中小企業者であること ③地域再生分野を主たる事業として新たに創業を行うこと ④支給申請日に助成金の対象労働者を２人以上現に雇用していること ⑤雇い入れた労働者は、雇用期間の定めがなく、１週間の所定労働時間が３０時間以上であること	
	支給額	①創業支援金：創業経費の１／３、ただし、雇い入れが５人未満の場合は上限１５０万円、５人以上の場合は上限２５０万円 ②雇い入れ奨励金：一人あたり３０万円を支給	

#### 4 雇用・人材育成等

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
⑪被災者雇用開発助成金	事業内容	被災離職者及び被災地域の求職者を1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に助成金を支給する制度	宮城県労働局  電話（022） 299-8063  又は 最寄りのハローワーク
	対象者	被災離職者、被災地域求職者を雇い入れた事業主	
	助成内容	中小企業 90万円（短時間労働者は60万円） 大企業 50万円（短時間労働者は30万円） ※短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が通常の労働者の一週間の所定労働時間と比べて短くかつ30時間未満である方	

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
⑫職場適応訓練費の支給	事業内容	職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給、また訓練生に対して雇用保険の失業等給付を支給	宮城県労働局  電話（022） 299-8063  又は 最寄りのハローワーク
	対象者	職場適応訓練は、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所が認める者を訓練する事業であり、対象者は訓練を委託された受入事業主	
	支給内容	・事業者は、訓練費として訓練生一人につき24,000円/月（重度の障害者 25,000円/月）、短期の職場適応訓練については、980円/日支給される。 ・訓練期間は、6ヶ月（中小企業等は1年）以内、短期の訓練は2ヶ月以内	

#### 4 雇用・人材育成等

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
⑬新卒者等の就職支援	事業内容	被災した卒業後3年以内の既卒者に限定した求人を提出し、採用する事業主に対して、奨励金支給額拡大、要件緩和といった特例措置を設けた	宮城県労働局  電話（022） 299-8063  又は 最寄りのハローワーク
	対象者	被災した卒業後3年以内の既卒者の方、被災した卒業後3年以内の既卒者に限定した求人を提出し、採用した事業主の方	
	助成内容	①3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金（→特例措置後） ・正規雇用から6ヶ月定着した場合の支給額：100万円→120万円 ・雇用保険適用事業所単位で1事業所1回限り→最大10回 ②3年以内既卒者トライアル雇用奨励金 ・正規雇用から3ヶ月定着した場合の支給額：50万円→60万円 ・雇用保険適用事業所単位で1事業所1回限り→最大10回	



## 5 新分野進出

### 5 新分野進出（販路開拓・新商品開発等）

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
①販路開拓 支援	事業内容	公益財団法人みやぎ産業振興機構などにおいて、取引あっせん、商談会の開催、相談、各種情報提供など販路開拓のための様々な支援を行う	公益財団法人みやぎ産業振興機構  電話（022） 225-6636
	販路開拓 支援	①取引あっせん事業 登録企業の中から受発注の希望条件に合わせてマッチングを実施 ②広域取引商談会 受発注企業が一堂に会する商談会を仙台、東京で実施 ③高度電子機械産業関連企業訴求力向上支援事業 高度技術産業に取り組む中小製造業者の営業力を高めるためのサポート ④販路 NaV i 事業 地域発の優れた商品をネットワークを活かし県外への販路拡大を支援	
	相談・情報 提供事業	①専門調査員制度 中小企業が抱えている生産管理や加工技術、新規取引の開拓等の諸問題について、専門調査員が直接現場に伺って相談に応じ、助言等を行う ②下請かけこみ寺 下請取引に係る問題について相談に応じる。苦情紛争処理相談案件について、公正取引委員会とも連携し、対応	

## 5 新分野進出（販路開拓・新商品開発等）

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
②被災した 中小企業の 事業継続、再 開を支援	事業内容	被災した中小企業の振興に向け、新商品開発や販路開拓を全額補助により支援	中小企業庁 新事業促進課 （左記1、2、3 の取組）
	対象者	東日本大震災により被災した中小企業	
	対象となる取組	1 農商工連携 2 地域資源活用 3 異分野連携 4 ものづくり基盤技術を活用した企業連携	電話（03） 3501-1767 創業・技術課（上記以外の取組）
	補助対象額	全額補助	電話（03） 3501-1816

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
③中小企業 の地場産品 販路開拓等 支援事業	1 国内外販路開拓等支援事業	複数の中小企業が協働し、地域や企業が持つ素材や技術等の強みを踏まえ行う試作品開発や国内外への販路開拓を支援・補助率：定額、2/3	中小企業庁 新事業促進課 （左記1、2、4 の取組）
	2 大規模展示会・販売会事業	被災中小企業者が新たな販路開拓を行うとともに商品のPRを行うため、大都市圏において、中小企業の地域産品に係る展示販売会を開催	
	3 被災地商品販路開拓等支援事業	大型トレーラー等に被災地の地域産品等を搭載、主要都市等を巡回して、広くPRや販売を実施する事業を支援	電話（03） 3501-1767 小規模企業政策室 （上記以外の取組）
	4 インターネットモール販路開拓事業	インターネットを活用した販路開拓のため、ノウハウ習得研修やインターネットモールへの出店を支援	電話（03） 3501-2036

## 5 新分野進出（販路開拓・新商品開発等）

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
④宮城・仙台 富県チャレ ンジ応援基 金	事業内容	宮城県と仙台市との共同により、公益財団法人みやぎ産業振興機構に基金を造成し、創業や中小企業等の新事業創出を支援する助成事業を実施	仙台市以外の事業者 公益財団法人みやぎ産業振興機構 事業支援課
	対象者	創業を行う方、新事業創出・新製品開発等に取り組む中小企業者等	
	対象となる取組	1 創業・新事業創出支援事業 地域資源等の活用による創業や新事業展開に係る事業 2 産学連携型産業育成支援事業 産学連携等により新技術・新製品の研究開発等を行う事業 3 高付加価値型産業育成支援事業 健康福祉・医療産業、創造的産業、集客・交流産業分野における製品・サービス開発等に係る事業	電話（022） 225-6697  仙台市内の事業者 財団法人仙台市産業振興事業団  電話（022） 724-1212
	補助率	1/2から3/4以内	

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
⑤中小企業 地域資源活 用促進法に よる支援	事業内容	地域資源を活用して新商品・新サービスの開発や市場化などに取り組む中小企業を専門家のアドバイスや試作品開発に係る補助等総合的に支援	中小企業庁経営支援部新事業促進課  電話（03） 3501-1767
	対象者	地域資源を活用して新商品開発や市場化等に取り組む中小企業者等	
	支援内容	中小企業地域資源活用法に基づく「地域産業資源活用事業計画」を作成し、国の認定を受けると各種支援を受けることができる。 【支援内容の一例】 ①試作品開発・展示会出展への補助 ②マーケティング等専門家の支援 ③政府系金融機関による融資制度等	東北経済産業局産業部中小企業課  電話（022） 221-4923

5 新分野進出（販路開拓・新商品開発等）

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先	
⑥農商工連携に対する支援	事業内容	中小企業者と農林漁業者とが連携し、それぞれの経営資源を活用して新商品・新サービスの開発などを行う場合に専門家のアドバイスや試作品開発に係る補助など総合的に支援	Aの支援について 東北経済産業局産業部中小企業課  電話（022） 221-4923	
	<b>A 農商工等連携促進法に基づく支援</b>			
	対象者	1 連携して新事業展開に取り組む中小企業者と農林漁業者 2 農商工連携に対し指導・助言等の支援を行う公益法人等への支援	A、Bの支援について 東北農政局経営・事業支援部 事業戦略課	
	支援内容	農商工等連携促進法に基づき、事業計画・支援事業計画を策定し、国の認定を受けると支援を受けることができる。 【上記1の方への支援の例】 ①試作品開発・展示会出展への補助 ②マーケティング等専門家の支援 ③政府系金融機関による融資制度等 【上記2の方への支援の例】 ①連携構築支援への補助金 ②信用保証の特例等	電話（022） 221-6146  独立行政法人中小企業基盤整備機構 東北支部新事業創出支援課	
	<b>B 6次産業化にむけた施設整備等に対する支援</b>			電話（022） 399-9031
	対象者	1 食品産業事業者 2 農林漁業者の組織する団体		
支援内容	農林漁業者と食品産業事業者が安定的取引関係を確立し、農林水産物を活用した新商品等の事業化を促進するため、食品の加工・販売施設の整備等を支援 ①食品産業に係る対象施設 食品加工、販売のための施設・機械 ②農林漁業に係る対象施設 農林漁業用機械施設、集出荷施設等			

5 新分野進出（新技術開発等）

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
⑦3R新技術研究開発支援事業費補助金	事業内容	産業廃棄物の3R（発生抑制、再利用、再生利用）の促進等に関する技術開発と事業化を取り組む場合に、研究開発費用の一部を補助	宮城県環境生活部 資源循環推進課  電話（022） 211-2649
	対象者	県内に事業所を置く事業者 県内に事業所を置く事業者が半数以上で構成される団体	
	補助内容	①大学等と連携して行う県指定産業廃棄物の3R新技術の研究開発 補助率：2/3以内、 補助限度額 7,000千円/年、 実施期間 3年以内 ②産業廃棄物の3R新技術の研究開発、補助率 1/2以内、補助限度額7,500千円/年、実施期間 2年以内又は補助限度額 5,000千円/年、実施期間 3年以内 ③産業廃棄物最終処分場での適正処理の促進に関する新技術の研究開発 補助率 1/2以内、補助限度額 5,000千円/年、実施期間 3年以内	

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
⑧インキュベーション施設の賃料補助	事業内容	「東北大学連携ビジネスインキュベータ」に新たに入居する企業を対象に、入居賃料の一部を補助	宮城県経済商工観光部新産業振興課  電話（022） 211-2721
	対象者 (大企業は除く。)	宮城県内に事業所を有する者、又は施設退去後に県内に新たに事業所等を設置する計画を有する者	
	補助期間	3年	
	補助金額	入居1年目 月額500円/㎡ 入居2～3年目 月額300円/㎡	

5 新分野進出（環境・エネルギー等）

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
⑨省エネルギー・コスト削減実践支援事業	事業内容	県内の事業所に省エネルギー設備を導入する民間事業者等に対して、設備導入に係る費用の一部を助成	宮城県環境生活部 環境政策課  電話（０２２） ２１１－２６６４
	補助対象となる事業	<p>県内事業者が行う以下の事業</p> <p><b>【診断枠】</b></p> <p>１ 以下の全てを満たす事業</p> <p>①エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第２条第３項第２号及び第３号で規定する主務大臣が定める省エネルギー設備（輸送用機械器具類、燃料電池設備を除く）の導入であること</p> <p>②県内の既設の事業所における省エネルギー設備・技術の導入であって、省エネルギー効果が明確であること</p> <p>③平成２２年４月１日から新整備までの間に省エネルギー診断実施機関から受けた省エネルギー診断の結果に基づき実施されるものであること</p> <p>④補助金申請時において、補助対象経費が１００万円以上の事業であること。</p> <p>２ その他知事が必要と認める事業</p> <p><b>【一般枠】</b></p> <p>１ 上記①、②、④の要件全てを満たす事業</p> <p>２ その他知事が必要と認める事業</p>	
	補助率	補助対象経費の１／３以内（ただし、被災した事業者が実施する場合は、補助対象経費の１／２以内）	
	補助限度額	<p><b>【診断枠】</b> ５００万円</p> <p><b>【一般枠】</b> ３００万円</p>	

※内容が変更になる場合があります。詳しくは県環境政策課までお問い合わせ願います。

5 新分野進出（環境・エネルギー等）

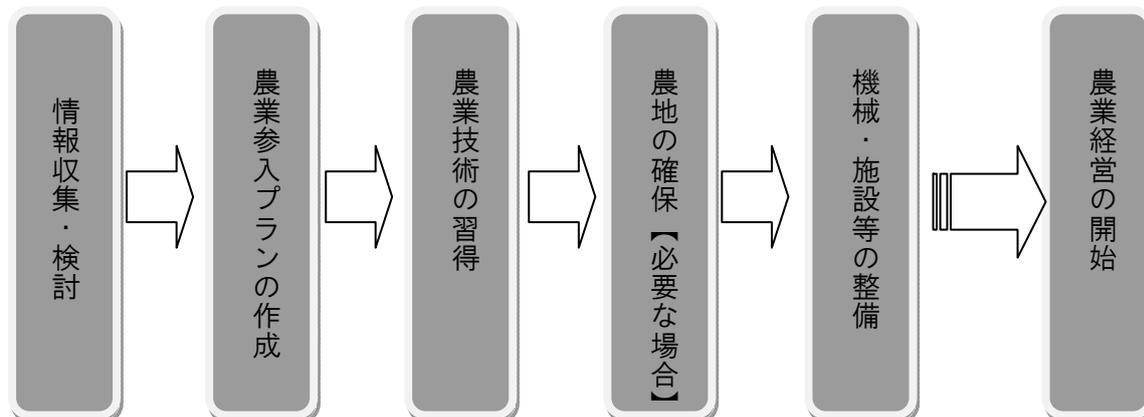
事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
⑩新エネルギー設備導入支援事業	事業内容	県内の事業所に新エネルギー設備を導入する民間事業者等に対して、設備導入にかかる費用の一部を助成	宮城県環境生活部 環境政策課  電話（０２２） ２１１－２６６４
	補助対象者	県内に事業所を有する（予定を含む）法人等、県税の滞納がない法人等	
	補助対象設備の種類・規模要件	県内の事業所に設置される以下の新エネルギー設備（住宅用のシステムは対象になりません） ①太陽光発電 ②風力発電 ③太陽熱利用 ④温度差エネルギー ⑤バイオマス発電 ⑥バイオマス熱利用 ⑦雪氷熱利用 ⑧水力発電 ⑨地熱発電 ⑩地中熱発電 ⑪天然ガスコージェネレーション ⑫燃料電池	
	補助率	補助対象経費の１／３以内（太陽光発電は１ｋｗ当たり２０万円以内） ※ただし、被災した事業者が実施する場合は、補助対象経費の１／２以内（太陽光発電は１ｋｗ当たり３０万円以内）	
	補助対象経費	設計費、設備費、工事費、その他の経費	
	補助限度額	５００万円	

※内容が変更になる場合があります。詳しくは県環境政策課までお問い合わせ願います。

## 5 新分野進出（農業）

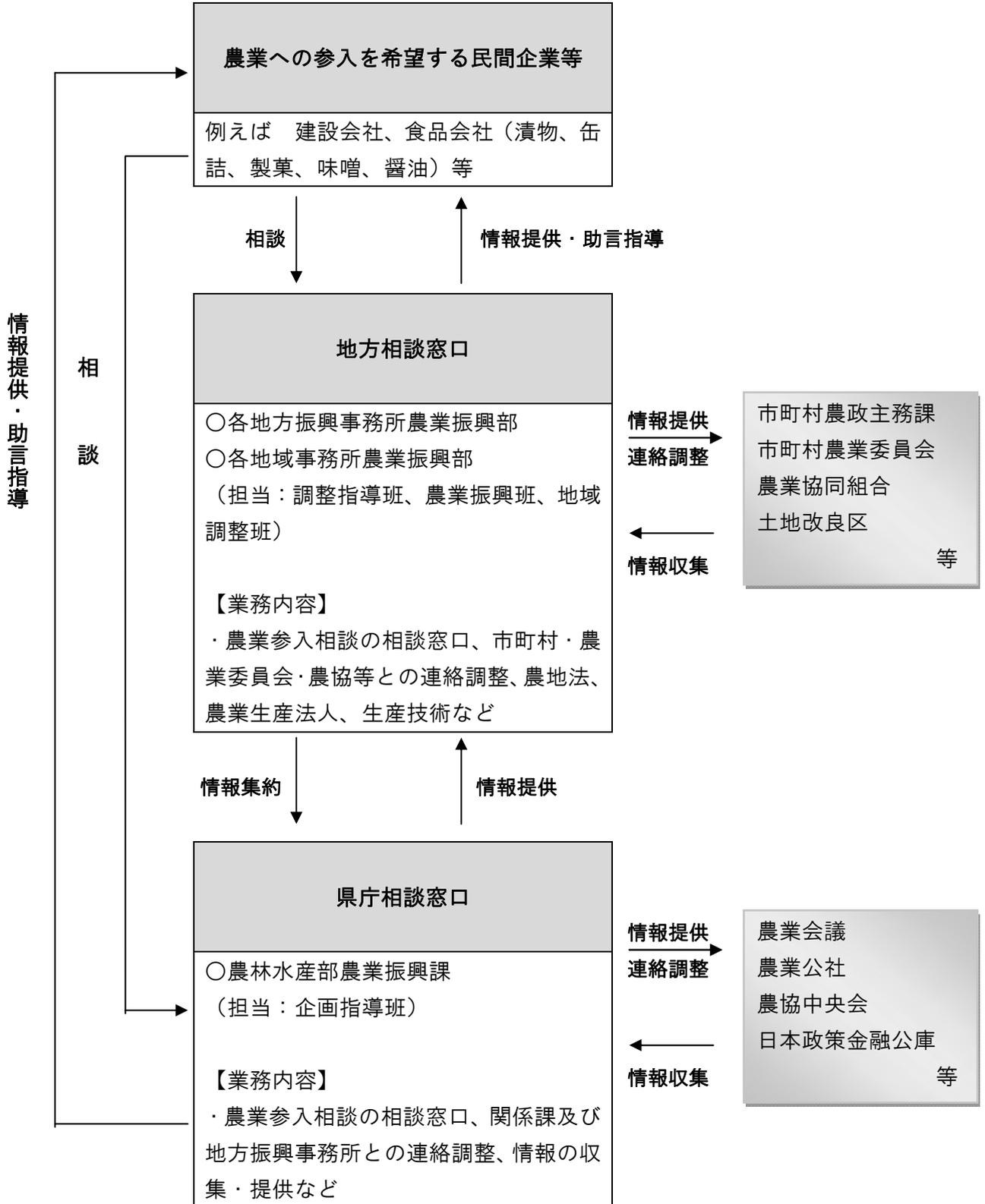
事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
①農業への参入について（農業を始めるにあたって必要なこと）	1 作物の決定は専門家に相談	作物を決定するときは、ビジネスチャンスばかりで判断せずに、その地域にその作物が不向きだったりしないか等専門家に相談しながら検討	宮城県農林水産部 農業振興課  電話（０２２） ２１１－２８３３
	2 技術の習得と人材確保	安定した農業経営を行うには農業に関する知識・技術に精通した人材の確保が必要	
	3 様々な困難も工夫と努力で乗り越える	農業は生き物と自然を相手にした営みなので、投資が即結果に結びつくものではない。このような農業の厳しさを十分認識して、自らの工夫と努力で乗り越えることが成功に繋がる	
	4 補助金や農業制度資金の有効活用	補助金や農業制度資金に依存しすぎるのは危険性をはらんでいるので、綿密な農業経営計画を策定した上で有効活用すること	
	円滑な運営には地域とのコミュニケーションが大切	地域の農業経営者等と十分調整した上で農業参入することが新規参入後の農業経営にとって極めて重要。特に市町村、農協や生産者組織等とコミュニケーションを図りながら、関係を密にすること	

※ 円滑に農業参入を行うためのステップを以下に示します



## 農業への参入を希望する民間企業等の相談体制

(詳しくは県農林水産部農業振興課ホームページ中の「農業参入ガイドブック」をご覧ください)



5 新分野進出（農業）

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
⑫アグリビジネス新展開支援事業	1 アグリビジネス経営者養成講座	農業分野での企業化を図る上で必要なマーケティング等の知識習得やビジネスプラン立案などの具体的なカリキュラムを通じて経営段階に応じた講座を開催し、農業企業人を養成	公益財団法人 みやぎ産業振興機構  電話（022） 225-6697
	2 アグリビジネスステージアップ支援（実践経営塾）	アグリビジネスマネージャーや外部専門家等とのディスカッションを通じ、アグリビジネス経営体の事業計画を「儲かる仕組み」へブラッシュアップする	宮城県農林水産部 農産園芸環境課  電話（022） 211-2844
	3 アグリビジネス経営体現地支援	アグリビジネス経営体の現地巡回を強化し、経営体が抱える課題や問題点の抽出と、解決に向けた支援を実施する	
	4 アグリビジネス・ビジネスプロデューサー現地派遣事業	ビジネスプランの早期実現を目指している経営体に対し、専門家を含めた支援コアチームを設置し、事業計画のブラッシュアップから実践に至るまで継続した管理型支援を実施	
	5 農産物販売ビジネス支援事業	商談先を開拓し、個別商談を実施するとともに、商談会の機会を提供しながら、販売能力、商品力の向上に向けた支援を実施	

※ 相談及び各支援事業は原則的に無料。（一部事業は低額の負担金あり）

5 新分野進出（福祉）

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
⑬福祉貸付事業	事業内容	社会福祉法人による特別養護老人ホーム等の社会福祉事業施設の整備及び民間事業者によるシルバーサービス事業に対して、建築資金等を融資	独立行政法人 福祉医療機構  電話（０３） ３４３８－９２９８
	融資を受けられる対象施設	①特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンターなどの老人福祉施設 ②障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス ③保育所、児童養護施設等児童福祉施設 ④在宅サービス事業等のシルバーサービス事業	
	対象者	社会福祉法人、日本赤十字社 民法法人、医療法人など	
	対象経費	（設置・整備資金） ・建築資金（新築、改築、拡張、改造・修理、購入、貸借などに必要な資金） ・設備備品整備資金（機械器具、備品などの整備資金） ・土地取得資金	
	利率	貸付契約時の利率となる（金融情勢に応じて変わる）	
	融資期間	融資の対象によって異なる ５年以内～２０年以内 また、融資期間に応じた措置期間が設けられている ６ヶ月以内～２年以内	
	融資限度額	基準事業費より法的・制度的補助金等を控除した金額に融資率を乗じた金額を限度とする	

※ 社会福祉事業施設には、国、県による整備費の補助がありますので、各福祉窓口にご相談願います。（上記融資は、設置者の自己負担分への融資となっています）

5 新分野進出（福祉）

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
⑭東日本大震災に係る被災地復興のための優遇措置 （設置・整備資金の融資）	事業内容	東日本大震災における特定被災区域において、被災地復興のため、市町村等の策定する復興計画を踏まえ、被災していない法人等が新規に実施する小規模の整備事業であって、県または市町村長が発行した意見書において「被災地の復興に資する整備」であることが明記されているものに対して優遇措置を講ずる	独立行政法人 福祉医療機構  電話（0120） 3438-62
	貸付対象施設等	小規模な介護サービス事業や居宅介護、共同生活援助等の障害福祉サービス事業に係る施設	
	貸付限度額	所要額の100%（補助金を除く金額となります）	
	償還期間 （措置期間）	耐火、準耐火、その他 15年以内～30年以内（2年以内～3年以内）	
	貸付利率	①償還期間20年以内の場合 契約から5年間：無利子 6，7年目：1.2% 8年目以降：1.3～1.8% ②償還期間20年超の場合 契約から5年間：無利子 6，7年目：1.5% 8年目以降：1.7% ※利率は金利情勢に合わせて見直しますのでお問い合わせください。	
	担保	不動産担保 ※無担保は1,000万円まで	
	保証人	1名以上（社会法人であって保証人の免除を希望する場合は記載されている貸付利率に0.05%上乗せされます）	

## 6 税制上の対応

事業名	項目	事業概要	問い合わせ先
税制上の対応 (被災された方を支援するための税制上の特例措置)	手元資金の確保	①被災事業用資産の損失の特例(所得税、個人住民税、個人事業税) ②震災損失の繰戻しによる還付(法人税) ③利子・配当等に係る源泉所得税額の還付(法人税) ④特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の非課税(印紙税) ⑤被災法人に対する減免(法人事業税、法人住民税) ⑥土地及び家屋に対する平成23年度分の課税免除(固定資産税、都市計画税)	国税については、最寄りの税務署  地方税については、最寄りの県税事務所、市町村税担当課へ
	滅失・損壊した資産に変わる資産の取得促進	⑦被災代替資産等の特別償却(所得税、法人税、事業税、住民税) ⑧特定資産の買換え時の課税の特例(所得税、法人税、事業税、住民税) ⑨被災した建物の建替え、船舶・航空機の再建造等に係る課税の免除(登録免許税) ⑩買換え車両に係る課税の免除・非課税(自動車重量税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税) ⑪被災代替住宅用地、家屋、償却資産の特例(固定資産税、都市計画税) ⑫被災代替家屋、その敷地の用に供する土地の取得に係る特例(不動産取得税)	
	その他	⑬大震災関連の寄附金控除の拡充、寄附金の指定(所得税・法人税) ⑭指定地域内土地等についての課税価格の計算の特例(相続税・贈与税)	

# 宮城県建設業者新分野進出事例集

宮城県土木部事業管理課

平成24年3月

## 目次

### I 農業分野

- ① 有限会社ヒーロー : 高品質有機無農薬栽培米の生産 . . . . . 42
- ② 奥田建設株式会社 : 恵の水で育てられた薬菜ワサビ . . . . . 43
- ③ 株式会社深松組 : 施設野菜トマトの周年生産 . . . . . 44

### II 環境分野

- ④ 株式会社深松組 : エタノール精製による地域活性化 . . . . . 45
- ⑤ 株式会社佐々重 : 捨てる意識から次世代へ繋げるリサイクルへ . . . 46
- ⑥ 株式会社丹勝 : 薄層緑化基盤マット製造販売 . . . . . 47

### III 福祉分野

- ⑦ 株式会社野口重機 : 産業廃棄物処分業 . . . . . 48
- ⑧ 有限会社中新田建設 : グループホーム「バルム」の経営 . . . . . 49
- ⑨ 株式会社太田組 : 地域密着型介護施設の運営 . . . . . 50

### IV 建設分野

- ⑩ 丸敏建設株式会社 : MRG 工法の全国展開 . . . . . 51
- ⑪ 株式会社ダイワ重機 : 山砂の販売 . . . . . 52

### IV サービス関連分野

- ⑫ 株式会社畑中工務店 : 仙台ペット霊園 . . . . . 53
- ⑬ 野口建設株式会社 : セレモニー山月社 . . . . . 54
- ⑭ 株式会社大慎組 : 「BONSAI」の無店舗販売 . . . . . 55

## 農業分野 高品質有機無農薬栽培米の生産～有限会社ヒーロー

### 事業のテーマ

建設関連業者と専業農家の連携による高品質有機無農薬米の生産販売事業の展開で農業の活性化を図る

#### (1) 事業の概要

1 開始時期	平成15年
2 事業主体	有限会社ヒーロー
3 具体的な事業内容	・ JAS 有機を基礎に高品質米の生産、安心・安全+美しさへの志向者を中心に販路拡大
4 キーマン	(株)仙北生コン代表取締役社長 石ヶ森信幸氏、専業農家 石井稔氏



#### (2) 事業拡大への取組

事業を始めたきっかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設需要減少で新たな事業を探る側と本質の米を普及させたい側の思いが合致して開始した。</li> <li>・ 将来予測として「安心・安全が社会の価値基準となる」「一般米は早晚1万をきる」を想定（予測した通り、今はそのとおりとなっている）</li> </ul>
事業支援者等	・ (財)みやぎ産業振興機構及びコーディネーター、金融機関の創業資金融資
事業実施後の困難・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 販路の安定、拡大：需要者との直接方式の拡大を要す（一般流通限界ある）</li> <li>・ 加工品開発が必要：ノウハウ、資金が壁となった。</li> </ul>
課題をどのように克服したか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人員を配置してネット販売を重視</li> <li>・ あらためて自社の事業形式、方針等を見直し、強化するためのスキルアップを図った。</li> <li>・ 販路の絞り込みの検討を行い、力を注入した。</li> <li>・ 海外展開も一部検討した</li> </ul>
社内体制	常駐役員 2名、正社員1名、派遣2名 各支部に役員支部長を配置 4名 そのうち建設業からの移行者：3名、
売上げ	H21 営業利益 400万円
今後の事業計画(将来目標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ネット強化によるユーザー販売の拡充</li> <li>・ 加工商品及び他品(野菜・海産物)との連携品の開発</li> <li>・ ヒーロー農法の安心・安全ブランド化を目指す</li> <li>・ 3～5年で売上げ1.5倍、営業利益3～4倍の企業体質にしたい</li> </ul>

業者名	(有)ヒーロー	住所	大崎市古川江合本町3丁目1-1		
電話	0229-23-7970	FAX	0229-23-7971	HP	<a href="http://www.hearoc.co.jp">http://www.hearoc.co.jp</a>

## 農業分野 恵の水で育てられた薬菜ワサビ～奥田建設株式会社

### 事業のテーマ

地元生産者加美町わさび生産組合、加美町、奥田建設(株)の3社連携による、新たな地域ブランドへの挑戦

### (1) 事業の概要

1 開始時期	平成17年
2 事業主体	同社
3 具体的な事業内容	・加美町で4万4千株のワサビ栽培・販売 ・アンテナショップわさび茶屋の開設
4 キーマン	—



### (2) 事業拡大への取組

事業を始めたきっかけ	・建設工事が減少していく中、新分野進出を検討し、ワサビ栽培事業への参入を決断した。ワサビは環境の良いところで育つというイメージが当社のイメージとも重なったためであった。 ・栽培地探しでは、薬菜の恵の水に出会えたことで加美町を栽培地とした。
事業支援者等	・加美町と加美町わさび生産組合の助力が事業の大きな推進力となった
事業実施後の困難・課題等	・販路の拡大 ・地域に根ざした産品であることをもっとアピールしていきたい
課題をどのように克服したか	・アンテナショップの開設 ・通信販売、インターネットによる販売 ・加工品の開発・
社内体制	加美町わさび生産組合から従業員を派遣してもらっている
売上げ	—
今後の事業計画(将来目標)	・3つの事業理念である「本物志向」「地域貢献・地域活性化」、「雇用の拡大」を掲げ今後も事業展開していきたい。 ・「薬菜ワサビ」を地域ブランドとして定着させていきたい。 ・加工品を海外向け輸出をめざしていきたい。 ・全国シェアの1%を目標としている。

業者名	奥田建設(株)	住所	仙台市青葉区八幡六丁目9-1		
電話	022-275-2311	FAX	022-275-3273	HP	http://ykri.jp/

農業分野 施設野菜トマトの周年生産～株式会社深松組

事業のテーマ

農業と建設業の融合事業、未来型農業の構築

(1) 事業の概要

1 開始時期	平成16年10月
2 事業主体	株式会社未来彩園
3 具体的な事業内容	・施設野菜トマトの周年生産・販売・加工 ・温室栽培に関するコンサルティング ・種・苗・肥料の輸入及び製造販売
4 キーマン	代表取締役社長 笠原亨



(2) 事業拡大への取組

事業を始めたきっかけ	・平成22年9月(有)未来彩園から(株)未来彩園へと商号変更を実施し、増資した際株式会社深松組が大口株主となり参画した。
事業の支援者等	・外部技術専門家のサポートを受けながらOJTにより個々の技術向上を進めた。
事業実施後の困難・課題等	・県が実施した農業施設建設費用の1/2補助事業を利用したが、その条件がJA系統ではない独自の販売先確保であったため苦労した。 ・初年度は収穫量が予想を大きく下回り赤字となった。 ・原油高の影響により施設暖房費が当初予想の1.5倍となった。
課題をどのように克服したか	・栽培品種を収穫量が多いオランダ品種「富丸」(大玉)、「ケンタロー」(中玉)を採用した。栽培方法は天候に左右されない「大型ガラス温室養液栽培」を採用し、灌水などの管理をコンピューター制御システムにすることで労働時間の短縮に努めた。 ・青果物卸売業者との直接契約や地元生協、HPでの直販など独自の販売手法を確立した。 ・黒字化の理由：安定した収穫量の確保と独自の販売手法の確立 ・施設建設に県の補助事業を使うなど建設費用の負担軽減が行えたため。 ・海外種野菜のブランド化、施設栽培の優位性 ・路地トマトが市場に出回らない時期に出荷、天候に左右されない安定供給、GAP試験法人として認定されている「安全で安心」な栽培体制の確立、日本で珍しい海外種トマトで独自ブランド形成、付加価値を高めた
社内体制	従事者 20名、そのうち建設業からの移行者；3名
売上げ	H21 104,537千円、営業利益 3,644千円 ◎投資から売上げ計上までの期間：1年
今後の事業計画(将来目標)	・栽培技術の蓄積と実践：年間目標収穫量280tの確保、販売ルートの更なる拡大、最終消費者への直販比率を高め販売単価のアップ、収益向上を進める。 施設暖房に木質バイオマスボイラーを採用し、燃料経費のコスト軽減及びCO2削減に努める。

業者名	(株)深松組	住所	仙台市青葉区北山1-2-15		
電話	022-271-9211	FAX	022-275-7012	HP	<a href="http://www.fukamatsugumi.co.jp">http://www.fukamatsugumi.co.jp</a>

農業・環境分野 エタノール精製による地域活性化～株式会社深松組

事業のテーマ

休耕田を再生利用者多収穫稲作付け及びエタノール精製による地域活性化

(1) 事業の概要

1 開始時期	平成18年度
2 事業主体	みやぎ未来バイオ合同会社
3 具体的な事業内容	・国内産バイオマス原料による 地産地消エネルギーの生産・供給体制の研究
4 キーマン	—



(2) 事業拡大への取組

事業を始めたきっかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H18年岩手県で水稻を原料としたバイオエネルギーを研究していた事業者と意見交換する中で参画を決定。協同研究を進める中で法人4社で「みやぎ未来バイオ合同会社」設立</li> <li>・地方の基幹産業である農業、建設業が連携しビジネスモデルを立案することで、地球温暖化対策、宮城の美しい田園風景を未来に残すことにも寄与すると考え事業を開始した。</li> </ul>
事業の支援者等	<p>学識者・東北大学大学院農学研究科教授 両角和夫</p> <p>・慶應義塾大学 理工学部教授 米田雅子</p> <p>民間・(株)東北バイオマス技研</p> <p>行政・宮城県土木部、農林水産部、大衡村企画商工課、農林建設課</p>
事業実施後の困難・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エタノール混合ガソリンの規格が統一されないため積極的な設備投資ができない。</li> <li>・原料(米穀)生産に係る農政補助金が毎年変更されるため、協力する生産農家にとってリスクが高い。</li> <li>・原料の多収性向上、原料生産コスト低減、発酵効率の向上、蒸留における必要エネルギー低減</li> </ul>
課題をどのように克服したか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省、農水省への特区申請にチャレンジした。</li> <li>・地域社会に適したローテク、小規模設備導入による事業採算性確保を第一に考え、関係機関と連携。</li> <li>・事業採算性改善に向けた発酵残渣の有効活用(飼料化)等を検討</li> </ul>
社内体制	従事者 1名 そのうち建設業からの移行者：0名
売上げ	平成21年度 0円 営業利益 0円 ◎投資から売上げ計上までの期間：—
今後の事業計画(将来目標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 将来的なエタノール原料供給体制の構築</li> <li>② バイオマス利活用の視点を広げ、循環型地域社会の構築を目指す</li> </ul>

業者名	(株)深松組	住所	仙台市青葉区北山1-2-15		
電話	022-271-9211	FAX	022-275-7012	HP	<a href="http://www.fukamatsugumi.co.jp">http://www.fukamatsugumi.co.jp</a>

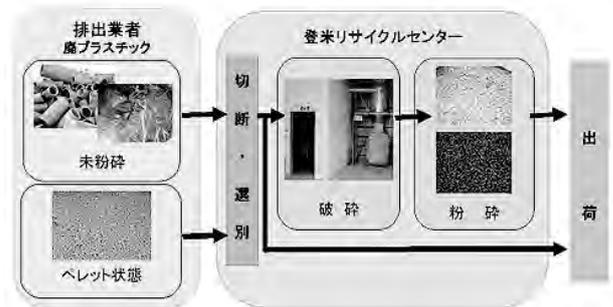
環境分野 捨てる意識から次世代へ繋げるリサイクルへ  
登米リサイクルセンター～株式会社佐々重

事業のテーマ

産業廃棄物の収集及び処理と業務の全てを通して環境保全に努め、人と自然に優しい企業を目指して行動します。

(1) 事業の概要

1 開始時期	平成17年
2 事業主体	登米リサイクルセンター
3 具体的な事業内容	・廃プラスチック等の原料化
4 キーマン	専務取締役 佐々木 秀敏氏



(2) 事業拡大への取組

事業を始めたきっかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体工事を請け負う中でリサイクル業にも関心を持った。</li> <li>・子供達がよりよい環境で生活できるよう更なる環境づくりに貢献したかった。</li> </ul>
事業支援者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物発生抑制等支援事業補助金</li> </ul>
事業実施後の困難・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物も有償で利益を生み出すことがしばらくできなかった。</li> <li>・廃プラスチックがなかなか回収できなかった。</li> </ul>
課題をどのように克服したか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体工事を任せられるようになり、そこから出る廃棄物の処理も任せられるようになった。</li> <li>・他県（岩手県・山形県）にも収集範囲を広げるようにした。</li> <li>・塩ビなどは商社を通じて中国や韓国とも取引するようになった。また、その他廃プラスチックも一部国内でリサイクルされている。</li> </ul>
社内体制	従事者 処理施設管理責任者 1名 マネージャー 1名、スタッフ2名
売上げ	—
今後の事業計画(将来目標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型機械を導入し、さらに事業を拡大していきたい。</li> </ul>

業者名	(株)佐々重	住所	登米市迫町新田字下十五丸19-1		
電話	0220-29-4260	FAX	0220-29-4261	HP	<a href="http://www2.ocn.ne.jp/~sasaju/">http://www2.ocn.ne.jp/~sasaju/</a>

## 環境分野 薄層緑化基盤マット製造販売～株式会社丹勝

### 事業のテーマ

中低木も植栽できる薄層緑化基盤マット製造とその販売

#### (1) 事業の概要

1 開始時期	平成17年
2 事業主体	同社
3 具体的な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上緑化壁面緑化等多面的緑化工法の普及啓発</li> <li>・耐過重・耐風力・水管理・景観形成等の屋上緑化に必要な条件を満たす薄層緑化基盤マットの製造販売</li> </ul>
4 キーマン	代表取締役 丹野 勝治氏



#### (2) 事業拡大への取組

仙台市立通町小学校屋上

事業を始めたきっかけ	・土木工事が減少していく中、これまで培ってきた緑化技術を活かす形で屋上壁面をはじめ、一般土壌法面やモルタル法面の緑化など多用途に活用出来る「薄層緑化基盤マット」を開発した。
事業支援者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携者 飼料・有機質肥料製造業者・日高見畜産</li> <li>・東北大学 小濱泰昭氏</li> <li>・中小企業基盤整備機構東北支部：新連携支援事業の活用</li> <li>・中小企業向け融資制度の活用：日本政策金融公庫、新連携事業資金</li> </ul>
事業実施後の困難・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社内体制の整備：共通コンセプトの確立・共有</li> <li>・人材育成：経験不足・マンパワーの不足</li> <li>・販路開拓：営業力の不足、販促活動の確保</li> </ul>
課題をどのように克服したか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業力強化の体制づくり：東京営業所の開設・活用</li> <li>・社内体制の確立と人材の育成：マンツーマンでの指導、外部講習の参加</li> </ul>
社内体制	従事者 チーフ 1名 その他 4名
売上げ	H21 売上高 26,720 千円 投資から売上計上までの期間：平成18年8月～
今後の事業計画(将来目標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代理店を確保、拡大したい</li> <li>・東京営業所を活用・販路拡大したい(首都圏営業強化へ)</li> <li>・展示場を活用し、広報活動をしたい</li> </ul>

業者名	(株)丹勝	住所	仙台市日の出町3-3-32		
電話	022-235-0333	FAX	022-235-0348	HP	<a href="http://www.tankatsu.co.jp">http://www.tankatsu.co.jp</a>

## 環境分野 産業廃棄物処分量～株式会社野口重機

### 事業のテーマ

就労者の通年雇用確保と遊休資産の有効活用

#### (1) 事業の概要

1 開始時期	平成6年
2 事業主体	同社
3 具体的な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物処分量（がれき類・木くず）</li> <li>・産業廃棄物収集運搬業（がれき類・木くず外12種類）</li> </ul>
4 キーマン	—



#### (2) 事業拡大への取組

事業を始めたきっかけ	・公共工事が減少していく中、会社を維持し雇用を確保する為と自社保有地と自社所有機械の有効活用を図るため事業を開始した。
事業支援者等	・建設機械販売会社、コマツ社員
事業実施後の困難・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同業者が増えてきて過当競争となり、受入量が少なくなってきた。</li> <li>・法律の解釈が難しいので、保健所の担当に何度も指導を仰いだ。</li> </ul>
課題をどのように克服したか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設を建設する際に、自社で可能な工事は自社で行った。</li> <li>・最初のがれき類のみの施設であったが、将来的な需要を見込んで木くずの処理施設を増設し、売上げの増加を図った。</li> </ul>
社内体制	従事者 4名 そのうち建設業からの移行者：1名、
売上げ	H21 売上高 79,230千円 営業利益 2,592千円 投資から売上計上までの期間：5年
今後の事業計画(将来目標)	・今後も公共工事の削減は続くものと思われるので、事業拡大はしないで、販路の拡大に努めたい。

業者名	(株)野口重機	住所	栗原市築館字照越寺沢65-1		
電話	0228-22-2874	FAX	0228-22-2176	HP	—



## 福祉分野 グループホーム「バルム」の経営～有限会社中新田建設

### 事業のテーマ

お年寄りを優しさで支える。バルム（warm）とはドイツ語で「あったかい」「こころのこもった」の意でありふれあいと真心に満ちた安らぎの共同生活を提供しています

#### (1) 事業の概要

1 開始時期	平成18年3月
2 事業主体	同社
3 具体的な事業内容	・グループホームの経営
4 キーマン	(有)中新田建設福祉部長 佐藤晴美氏



#### (2) 事業拡大への取組

事業を始めたきっかけ	・建設工事業の減少と地元の人の雇用の確保
事業支援者等	・県事業管理課 建設総合相談（ワンストップサービス活用）
事業実施後の困難・課題等	・人材の確保が難しく、経験年数が少ない職員が多い
課題をどのように克服したか	・施設のある中新田地域（加美町）は県の認知症サポーター養成のモデル市町村であり、行政、地域の繋がりを深め認知症ケアの中心的役割を担っているため、周りの理解と支援が得やすい環境であった。 ・お年寄りを優しさで支える理念のもとで介護の担い手を選ぶ際に「福祉資格」より「人柄」を重視した。 ・月1回のユニット毎のミーティングや他機関への研修などを通して人材育成に力をいれたために、現在のレベルまでのサービス提供が可能となった
社内体制	従事者 管理者 1名 ケアマネージャー 2名、介護福祉士 2名 准看護師 1名 介護員 11名 そのうち建設業からの移行者：1名
売上げ	H21 売上高 4,800万円 営業利益 400万円 投資から売上計上までの期間：1年6ヶ月
今後の事業計画(将来目標)	・グループホームの他地区への拡大

業者名	(有)中新田建設	住所	加美郡加美町羽場字山鳥川原9-27-2		
電話	0229-63-3313	FAX	0229-63-3492	HP	<a href="http://warm.vtown.jp/">http://warm.vtown.jp/</a>

## 福祉分野 地域密着型介護施設の運営～株式会社太田組

### 事業のテーマ

- ・『その人らしく』、尊厳ある生活を提供できるように
- ・地域に根ざし、地域に暮らす人々と共に楽しくやすらぎのある生活を支援します

### (1) 事業の概要

1 開始時期	平成15年
2 事業主体	有限会社さくら
3 具体的な事業内容	・認知症対応型協同生活介護所、居宅介護支援センター、居宅介護支援事業所の運営
4 キーマン	(株)太田組社長 太田 陽平



### (2) 事業拡大への取組

事業を始めたきっかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族の介護をきっかけに複業を始めるならば介護と決めて取り組んだ。</li> <li>・地域に密着した事業がしたかったから。</li> </ul>
事業支援者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内でグループホームを経営されている人から助言を受けた。</li> <li>市の総合支所から基準水準の取扱等について相談にのってもらった。</li> </ul>
事業実施後の困難・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護員の確保が難しかった。</li> <li>・24時間、365日安全な施設づくりのスタッフ教育を行った。</li> </ul>
課題をどのように克服したか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者も積極的に管理者と話し合いをし、良いホームづくりを行った。</li> <li>・入居者が安心できるように信頼できる介護職員と入居者の関係を重視し、必要最小限の異動に止めるようにした。</li> <li>・月1回さくらだよりやご家族への報告書で入居者の近況を報告するように努めている。</li> <li>・毎月1回の棟ミーティングや全体会議、外部研修などで人材育成に力をいれている。</li> </ul>
社内体制	従事者 73名 そのうち建設業からの移行者：1名、
売上げ	—
今後の事業計画(将来目標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホームを拡大したい</li> <li>・平成24年3月社会福祉法人を立ち上げ、地域密着型介護老人福祉施設を開設予定</li> </ul>

業者名	(株)太田組	住所	登米市迫町佐沼字南佐沼1-3-12		
電話	0220-22-3188	FAX	0220-22-2782	HP	info@otagumi.co.jp

## 建設分野 MRG 工法の全国展開～丸敏建設株式会社

### 事業のテーマ

「環境に優しい土質改良」を目標に開発された MRG 工法（NETIS 登録済）の普及啓発

#### (1) 事業の概要

1 開始時期	平成15年
2 事業主体	同社
3 具体的な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土質改良工事の新工法を開発、NETIS 取得した MRG 工法を全国展開</li> <li>・土舗装材の製造</li> </ul>
4 キーマン	代表取締役 野口 弘氏



#### (2) 事業拡大への取組

事業を始めたきっかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事が減少していく中、環境に良い工事を開発施工したいと考えた</li> <li>・土質改良機を有効活用したいと考え、当該事業を実施した。</li> </ul>
事業支援者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県資源循環推進課 3R 新技術研究開発支援事業費補助金を活用</li> <li>・東北大学大学院環境科学研究科 高橋 弘教授</li> </ul>
事業実施後の困難・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい工法の開発には労力・費用に係ること</li> <li>・MRG 工法を開発したが、新しいことは受け入れられづらかった</li> </ul>
課題をどのように克服したか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学や行政に相談し、助言や補助を受け新しい工法を確立した</li> <li>・MRG 工法の普及については、「NETIS」に登録し、平成 22 年に事前審査を経て安定性が認められれば、国からパイロット工事を発注してもらい、その工事での事後評価で更に全国に向けて本工法を啓発できる段階まで来た</li> <li>・廃石膏粉を供給してくれる会社や土質改良機を所有する建設業者など県を超えて連携が図れたことが成功に繋がっている。</li> </ul>
社内体制	従事者 正社員 8名、非常勤職員 1名
売上げ	H21 売上高 160,000千円
今後の事業計画(将来目標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国から安全性を認められ、MRG 工法の会員を増やし、普及啓発を進めていく</li> <li>・環境リサイクル企業、機械製造企業など連携を今後も広げ、発展していきたい</li> </ul>

業者名	丸敏建設(株)	住所	柴田郡柴田町字中原 225-2		
電話	0224-58-7330	FAX	0224-58-7331	HP	<a href="http://www.marutoshi.net">http://www.marutoshi.net</a>

## 建設分野 山砂の販売～株式会社 ダイワ重機

### 事業のテーマ

雇用者の3つの部門の連携リレー

#### (1) 事業の概要

1 開始時期	平成18年3月
2 事業主体	同社
3 具体的な事業内容	山砂の販売
4 キーマン	株式会社ダイワ重機 取締役 二階堂 大和



#### (2) 事業拡大への取組

事業を始めたきっかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社でできる内容での材料調達や施工を検討した。</li> <li>・その結果、山砂の採取できる山(採取場・土地)を購入し、採石業を行うこととし、会社内部(工事部、採石・運送部)の連携を強化することで取り組めないかと考えた。</li> </ul>
事業の支援者等	行政・栗原地方振興事務所 民間・千葉測量設計事務所、田口行政書士、有限会社佐沼商事、採石業務管理者等
事業実施後の困難・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重機の投資等が大きかったのでなかなか利益がでない。</li> <li>・採石業務管理者の資格者を増員したいが、3年で一人しか確保できなかった。</li> <li>・採石面積の拡大を試みたが、遺跡が隣接しているため不可能だった。</li> </ul>
課題をどのように克服したか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期的視野に立って、徐々に安定するのを期待している。</li> <li>・採取できる量がきまっているため早く新たな採取場を見つけたい。</li> <li>・売上げが上がらない分、役員が業務に従事することでカバーした。</li> </ul>
社内体制	従事者 役員2名 そのうち建設業からの移行者：1名
売上げ	平成21年度 336万円 営業利益 ▲290万円 投資から売上げ計上までの期間：H17, 11～現在
今後の事業計画(将来目標)	売上高を少しずつでもアップしていく。 販売業者拡大のため、つきあいのある業者に多く宣伝していく。

業者名	(株)ダイワ重機	住所	登米市迫町北方字永田2-1		
電話	0220-22-7988	FAX	0220-22-7976	HP	—

サービス関連分野 誠心誠意まごころこめてご供養いたします  
 仙台ペット霊園～株式会社畑中工務店

事業のテーマ

かけがえのないペットのご供養を心をこめてサポートします

(1) 事業の概要

1 開始時期	平成18年
2 事業主体	仙台ペット霊園
3 具体的な事業内容	・ペットの火葬、葬儀、墓地の管理 ・名取ドックランパークの経営（犬のしつけ、天然御瀨によるシャンプー等）
4 キーマン	代表 菅野 敦夫氏



(2) 事業拡大への取組

事業を始めたきっかけ	・ペットは番犬など役目を果たしてくれるものという意識が未だに強く、お金をかけて供養する習慣がなかったが、亡くなってからも大切にしたいと多くの人に広めていきたいと考え、事業を始めた。
事業支援者等	・名取ドックランの社員、県の建設業総合相談窓口（許認可関係、関係課との調整の支援を受けた）
事業実施後の困難・課題等	・売上げは当初は全くなかった。 ・テレビに取り上げられたが、建設業が伸び悩んでいるためペット霊園に移ったと誤解され、ペット愛好者からは敬遠されてしまった。
課題をどのように克服したか	・収益ばかりに目を向けず、ペットを亡くした飼い主の気持ちを少しでも和らげるといった仕事にやりがいを持った。そのような気持ちで運営していると自然に利用者同士の情報交換で顧客が増えていった。 ・一過性のお付き合いではなく愛着を持ってもらえ、一生のつきあいとなるような顧客対応に努めている。
社内体制	従事者 正職員 2名 非常勤職員 4名
売上げ	H21 売上高 8,000千円
今後の事業計画(将来目標)	・名取ドックランの霊園スペースを仙台ペット霊園に統合し、それぞれの役割を明確化し、事業を拡大していきたい。

業者名	(株)畑中工務店	住所	角田市角田字町田88		
電話	0224-63-1139	FAX	0224-63-2840	HP	<a href="http://www.o84312.com/">http://www.o84312.com/</a>

サービス関連分野 もうひとりの家族としてお手伝い  
セレモニー山月社～野口建設株式会社

事業のテーマ

建設事業縮小に伴う雇用収益の確保、地域に根ざした葬祭業による貢献

(1) 事業の概要

1 開始時期	平成17年
2 事業主体	セレモニー山月社
3 具体的な事業内容	・葬祭業全般
4 キーマン	—



(2) 事業拡大への取組

事業を始めたきっかけ	・建設事業縮小に伴う雇用収益の確保及び遊休地の活用
事業支援者等	・同業者及び友人
事業実施後の困難・課題等	・事業者としての知名度不足による受注確保 ・事業の特殊性による販路開拓の難しさ（営業方法） ・菩提寺による葬儀内容の違いを把握すること ・担当者のレベルの均一化
課題をどのように克服したか	・社員・友人・知人を通じた紹介及びイベント開催による内容・知名度アップ ・確実な実績の積み重ねによる口コミ営業 ・丁寧な顧客、住職との打ち合わせ ・職員の教育（資格取得を含む）
社内体制	従事者 チーフ（責任者）2名 その他 7名 計 9名 そのうち建設業からの移行者：2名、
売上げ	H21 売上高 120,000 千円 営業利益 3,000 千円 投資から売上計上までの期間：6ヶ月
今後の事業計画（将来目標）	・地域の総合葬祭事業者としてのブランド化を進めていく ・多目的機能を有する葬祭会館を建設(2箇所)し、顧客ニーズに応えながら販路を拡大していきたい。 ・売上げを倍増させ（3カ年で）、雇用の増大を進めたい。

業者名	野口建設（株）	住所	栗原市築館源光12-24		
電話	0228-22-2102	FAX	0228-22-1091	HP	—

## サービス関連分野 「BONSAI」の無店舗販売～株式会社大慎組

### 事業のテーマ

「BONSAI」という言葉が国際語として認知されつつあるが、地域風土を生かしたこの誇れる日本文化の裾野を広げ、自社経営基盤の安定を目指す。

#### (1) 事業の概要

1 開始時期	平成22年2月
2 事業主体	同社
3 具体的な事業内容	・盆栽及び関連商品をインターネットで販売する「寿園」を展開
4 キーマン	取締役営業部長 大沼 一史



#### (2) 事業拡大への取組

事業を始めたきっかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社内に40年来の個人愛好者が複数おり、入手方法・手入れ等の相談を遠方からも多数受け付けている中で個人的愛好者の域では対応困難となったため、事業化を計画</li> <li>・総理大臣賞をはじめ数々の表彰を受けている盆栽の収集家があり、価値ある盆栽を仕入れ、管理することが可能であったため</li> </ul>
事業支援者等	・小林経営研究所 小林 豊弘氏
事業実施後の困難・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売上高の伸び悩み</li> <li>・HP アクセス数の伸び悩み</li> </ul>
課題をどのように克服したか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、商品倉庫エリアに数寄屋「寿園」を建設中、これにより、話題性、信頼性のアップを図る</li> <li>・HP バナーのリンク件数を増やす。</li> </ul>
社内体制	従事者 2名 うち建設業からの移行者：2名
売上げ	H21 売上高 187千円 営業利益 54千円 投資から売上計上までの期間：1ヶ月
今後の事業計画(将来目標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在建設中の数寄屋「寿園」を営業ツールとして積極的に活用し、売上げを伸ばしていきたい</li> <li>・盆栽だけではなく下草等の販売も行い、少しずつでも売上げを伸ばしていきたい。</li> </ul>

業者名	(株)大慎組	住所	柴田郡村田町大字村田字二月田10-1		
電話	0224-83-2215	FAX	0224-83-3866	HP	寿園 <a href="http://www.kotobuki-en.jp/">http://www.kotobuki-en.jp/</a>

この事例集の内容に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

---

---

## 宮城県土木部

### 事業管理課(建設業振興担当)

---

---

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1

電話 022-211-3116

FAX 022-211-3292

E-メール d-kensetu@pref.miyagi.jp